

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 行動計画策定指針

①雇用環境の整備に関する事項

↳ (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・男性の子育て目的の休暇の取得促進

(休暇の取りやすい環境の整備及び制度の周知)

- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(当該従業員への個別周知を実施)

↳ (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・時間外・休日労働の削減のための措置の実施

(運行行路の見直し及び業務内容の見直し)

②①以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見る

ことができる「子ども参観日」の実施